

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号				
手続名	森林組合の森林経営規程の承認			根拠条項	第26条の3第1項				
審査基準	<p>第26条の3第1項の規定による森林組合の森林経営規程の承認は、当該森林組合の森林経営規程が「森林経営規程例」（平成29年3月29日付け28林政経第325号林野庁長官通知）に準拠しているかどうかを考慮し、かつ、個々の組合の実情に照らし、適切と認められる場合に行う。</p>								
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.